**平成２７年（フ）第１８９５号**
大阪市平野区加美正覚寺３丁目６番30号
債務者　阿曽　貴司
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１９１２号**
大阪府高槻市松原町17番28号
債務者　河野　綾子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１９１６号**
大阪市旭区中宮５丁目２番２号　ブルーリバー旭403
債務者　木下　直幸
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１９８７号**
大阪府吹田市藤白台３丁目１番36―201号
債務者　其田喜久子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２０７４号**
大阪市淀川区塚本６丁目10番37号
債務者　岩本　邦義
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２１５９号**
大阪府豊中市東豊中町５丁目20番６－３号
債務者　田中秀男こと　李　　秀男
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１００号**
奈良県香芝市磯壁３丁目94番地１　ベルドミール香芝70Ａ号
債務者　井上　　緑
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２７年（フ）第３９号**
三重県志摩市浜島町迫子2586番地２
債務者　松井　咲保
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２７年（フ）第４０号**
三重県伊勢市御薗町長屋2191番地　桜マンション201号室
債務者　片岡　　葵
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２７年（フ）第１３９号**
神奈川県座間市南栗原５丁目５番２号
債務者　田口　　博
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２７年（フ）第１５２号**
相模原市緑区橋本台１丁目33番２―101号
債務者　白木　春男
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２７年（フ）第１５３号**
相模原市南区相模台６丁目12番１―202号
債務者　柏木　康幸
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２７年（フ）第７９号**
岡山県井原市七日市町788番地11
債務者　藤代　大祐
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２７年（フ）第２９６号**
埼玉県川口市並木１丁目18番36号　ラ・ルミエール103号
債務者　武内麗実こと　呉　　麗実
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第３７９号**
埼玉県川口市新井町27番20号　晃伸ハイツ206号
債務者　磯田　勝利
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第４３４号**
さいたま市大宮区東町１丁目154番地　新井ハイツ101
債務者　中塚　治男
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第４６４号**
さいたま市中央区上落合８丁目１番13号　ラベンダーハイツ503号室
債務者　関田亜矢子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係